

商品先物取引法における不招請勧誘禁止を緩和する省令に
抗議する会長声明

経済産業省及び農林水産省は、2015（平成27）年1月23日、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（以下「本省令」という。）を定めた（施行は2015年6月1日を予定）。

本省令に関連して、2014（平成26）年4月5日付けで公表及び意見募集がなされた商品先物取引の不招請勧誘禁止を緩和する商品先物取引法施行規則に対し、当会は、同月24日付け会長声明において不招請勧誘禁止緩和に反対する意見を表明しており、日本弁護士連合会及び全国の弁護士会等も同様に反対の意見を表明してきた。本省令は、これらの反対の声を押し切り、実質的に不招請勧誘を解禁するに等しいものであって、到底許容できない。

本省令は当初の公表案を若干修正し、同規則第102条の2を改正して、損失の危険性が大きい取引の経験者に対する勧誘以外に、顧客が65歳未満で一定の年収又は資産を有する者について、顧客の理解度を確認するなどの要件を満たした場合等を不招請勧誘の禁止の例外とする規定を盛り込んだものである。

しかし、上記の要件を満たすかどうかの顧客の適合性の確認は、勧誘行為の一環としてなされるものである。これにより当該確認を口実とした不招請の顧客に対する電話や訪問が可能となることからすると、本省令は、商品先物取引契約の締結を目的とする勧誘を不招請で行うことを無制約に許容するものといわざるを得ない。この度の改正は、実質的に不招請勧誘を全面的に解禁するに等しいものである。

また、本省令は、不招請勧誘の禁止の例外の要件を確認するために、委託者に年収や資産の申告書面を差し入れさせたり、書面に回答させて理解度の確認を行う等の方法を定めている。しかし、いずれの方法も、現在多くの商品先物取引業者が行っているものであるが、現実には、業者が委託者を誘導して事実と異なる申告をさせるなどの潜脱が少なからず行われ、これにより深刻な被害が生じている。このことからすると、本省令の定める方法が委託者保護のために適切に機能するものとは考え難く、保護策として不十分である。

そもそも、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定は、商品先物取引による深刻な被害が長年発生し、度重なる行為規制強化のもとでなおトラブルが解消しなかったため、与野党一致のもと、2009（平成21）年7月の法改正で導入されたものである（2011年1月施行）。この経緯からも明らかなように、顧客に対する無差別的な電話・訪問勧誘等による不招請勧誘を禁止することが法

の趣旨である。しかし、本省令は、商品先物取引契約の締結を目的とする勧誘を不招請で行うことを実質的に解禁するものであり、不招請勧誘を禁止する商品先物取引法214条9号の趣旨に適合せず、法律の委任の範囲を超える違法なものと言わざるを得ない。

そして、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定が制定された後も、個人顧客に対し、金の現物取引やスマートC X取引（損失限定取引）を勧誘して接点を持つや、すぐさま通常の前物取引を勧誘し、多額の損失を与える被害が少なからず発生しているという実情がある。

本省令は、かかる立法経緯及び被害実態を軽視し、商品先物取引の不招請勧誘を実質的に解禁するに等しいものであるから、消費者保護の観点から許容することはできず、当会はこれに強く抗議する。

2015（平成27）年2月24日

宮崎県弁護士会

会長 柏田 芳徳

